

健康福祉委員会資料

(消防局関係)

1 平成28年第1回定例会提出予定議案の説明

(1) 議案第13号 川崎市固定資産評価審査委員会条例及び川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

- ・新旧対照表（川崎市消防団員等公務災害補償条例部分のみ）

(2) 議案第28号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

- ・新旧対照表
- ・意見募集の結果について

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>○川崎市消防団員等公務災害補償条例 昭和36年3月31日条例第23号</p> <p>目次 第1章 総則（第1条～第3条） 第2章 公務災害補償（第4条～第16条） 第3章 <u>審査請求</u>（第17条） 第4章 雑則（第18条・第19条） 附則 (略)</p> <p>第3章 <u>審査請求</u> (<u>審査請求</u>)</p> <p>第17条 市の<u>行う</u>消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、公務災害補償の金額の決定その他公務災害補償の実施について<u>不服のある者</u>は、市長に対して、<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p>2 偽りその他不正の手段により公務災害補償を受けた者があるときは、市は、その公務災害補償に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。</p> <p>(略)</p>	<p>○川崎市消防団員等公務災害補償条例 昭和36年3月31日条例第23号</p> <p>目次 第1章 総則（第1条～第3条） 第2章 公務災害補償（第4条～第16条） 第3章 <u>異議申立て</u>（第17条） 第4章 雑則（第18条・第19条） 附則 (略)</p> <p>第3章 <u>異議申立て</u> (<u>異議申立て</u>)</p> <p>第17条 市の<u>行なう</u>消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、公務災害補償の金額の決定その他公務災害補償の実施について<u>異議のある者</u>は、市長に対して、<u>異議の申立て</u>をすることができる。</p> <p>2 偽りその他不正の手段により公務災害補償を受けた者があるときは、市は、その公務災害補償に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。</p> <p>(略)</p>

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案										現 行									
○川崎市火災予防条例 昭和48年7月3日条例第36号										○川崎市火災予防条例 昭和48年7月3日条例第36号									
別表第1及び別表第2 削除 別表第3 (第4条、第21条関係)										別表第1及び別表第2 削除 別表第3 (第4条、第21条関係)									
種類					離隔距離 (センチメートル)					種類					離隔距離 (センチメートル)				
					入力	上方	側方	前方	後方						入力	上方	側方	前方	後方
省略					省略	省略	省略	省略	省略	省略					省略	省略	省略	省略	省略
厨 (ち ゆ う) 房 設 備	気 燃 以 外	不 燃 材	開放式	組込型	14キロワット	100	15	15	15	ド ロ ッ プ イ ン 式 こ ん ろ 、 キャ ビ ネ ッ ト 型 グ リ ル 付 こ ん ろ	14キロワット	100	15	15	15				
				こんろ・以下	(注4)	(注4)	(注4)												
				グリル															
				付こん															
				ろ・グリ															
				ドル付															
				こんろ、															
				キャビ															
				ネット															
				型こん															
ろ・グリ																			
ル付こ																			
んろ・グ																			
リドル																			

改正案								現行												
				付こん																
				ろ																
				据置型	21キロワット	100	15	15	15		据置型	21キロワット	100	15	15	15				
				レンジ	以下		(注4)		(注4)		レンジ	以下		(注4)		(注4)				
				不燃	開放式	組込	14キロワット	80	0	—	0	不燃	開放式	ドロ	14キロワット	80	0	—	0	
						こん	以下							ッ	以下					
						グリル								プ						
						付こん								イン						
						ろ・グリ								式						
						ドル付								こん						
こんろ、						ろ、														
キャビ						ネット														
ネット						型														
型						こん														
ろ・グリ						ろ・グリ														
ル付						こん														
んろ・グ						ル付														
リドル						こん														
付こん						ろ														
ろ																				
						据置型	21キロワット	80	0	—	0		据置型	21キロワット	80	0	—	0		
						レンジ	以下						レンジ	以下						
	上記に分類され	ないもの	使用温度	—	250	200	300	200	上記に分類され	ないもの	使用温度	—	250	200	300	200				
			が800度以上								が800度以上									
			使用温度	—	150	100	200	100			使用温度	—	150	100	200	100				
			が300度以上								が300度以上									
			800度未								800度未									

改正案								現行							
不燃	電気	こんろ部分	4.8キロワッ	80	0	＝	0	不燃	4.8キロワッ	80	0	＝	0		
			ト以下（1口								ト以下（1口				
			レンジ、一部が電磁	当たり3キロ							当たり3キロ				
			電磁誘導	誘導加熱式	ワット以下)						ワット以下)				
			加熱式調	調理器でな		＝	0			＝	0				
			調理器（こ	いもの			(注8)				(注8)				
のものに 限る。)	こんろ部分	の全部が電	5.8キロワッ	80	0	＝	0	電	4.8キロワッ	＝	0	＝	0		
			ト以下（1口								ト以下（1口				
			磁誘導加熱	当たり3.3キ							磁誘導加熱				
			式調理器の	ロワット以	＝	0	＝			0	式調理器の				
もの		下)		(注9)		(注9)	もの								
レ ン ジ	電気	不燃以外	4.8キロワッ	100	2	2	2	電	4.8キロワッ	100	2	2	2		
			ト以下（1口		20	＝	20			ト以下（1口		20	＝	20	
			当たり2キロ		(注8)		(注8)			当たり2キロ		(注8)		(注8)	
			ワットを超え		10	＝	10			ワットを超え		10	＝	10	
			3キロワット		(注9)		(注9)			3キロワット		(注9)		(注9)	
			以下)							以下)					
			4.8キロワッ	100	2	2	2			4.8キロワッ	100	2	2	2	
			ト以下（1口		15	＝	15			ト以下（1口		15	＝	15	
			当たり1キロ		(注8)		(注8)			当たり1キロ		(注8)		(注8)	
			ワットを超え		10	＝	10			ワットを超え		10	＝	10	
2キロワット		(注9)		(注9)	2キロワット		(注9)		(注9)						
以下)					以下)										
4.8キロワッ	100	2	2	2	4.8キロワッ	100	2	2	2						
ト以下（1口		10	＝	10	ト以下（1口		10	＝	10						

改正案						現 行								
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 省略 省略 省略 省略 省略 省略 </div>							不燃		当たり1キロ		(注8)		(注8)	
									ワット以下)					
									4.8キロワッ	80	0	=	0	
									ト以下 (1口	=	0	=	0	
								当たり3キロ		(注8)		(注8)		
								ワット以下)						
						電 磁 誘 導	不燃以 外の	こんろ形態のも の		4.8キロワッ	100	2	2	2
										ト以下 (1口	=	10	=	10
										当たり3キロ		(注8)		(注8)
										ワット以下)				
加 熱 式 調 理 器	不燃	こんろ形態のも の		4.8キロワッ	80	0	=	0						
				ト以下 (1口	=	0	=	0						
				当たり3キロ		(注8)		(注8)						
				ワット以下)										
省略						省略 省略 省略 省略 省略 省略								
備考						備考								
1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。						1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。								
2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。						2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。								
3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で						3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で								

改正案	現 行
<p>有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。</p> <p>4 (注1)については、浴槽との離隔距離は0センチメートルとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2センチメートルとする。</p> <p>5 (注2)については、風道を使用するものにあつては15センチメートルとする。</p> <p>6 (注3)については、ダクト接続型以外の場合にあつては100センチメートルとする。</p> <p>7 (注4)については、機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。</p> <p>8 (注5)については、熱対流方向が一方向に集中する場合にあつては60センチメートルとする。</p> <p>9 (注6)については、方向性を有するものにあつては100センチメートルとする。</p> <p>10 (注7)については、温風の吹き出し方向にあつては60センチメートルとする。</p> <p>11 (注8)については、機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（<u>こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離</u>）を示す。</p> <p>12 (注9)については、機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（<u>こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離</u>）を示す。</p> <p>13 (注10)については、排気口面にあつては10センチメートルとする。</p> <p>14 (注11)については、前面に排気口を有する機器にあつては0センチメートルとする。</p> <p>15 (注12)については、排気口面にあつては4.5センチメートルとする。</p>	<p>有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。</p> <p>4 (注1)については、浴槽との離隔距離は0センチメートルとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2センチメートルとする。</p> <p>5 (注2)については、風道を使用するものにあつては15センチメートルとする。</p> <p>6 (注3)については、ダクト接続型以外の場合にあつては100センチメートルとする。</p> <p>7 (注4)については、機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。</p> <p>8 (注5)については、熱対流方向が一方向に集中する場合にあつては60センチメートルとする。</p> <p>9 (注6)については、方向性を有するものにあつては100センチメートルとする。</p> <p>10 (注7)については、温風の吹き出し方向にあつては60センチメートルとする。</p> <p>11 (注8)については、機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（<u>発熱体の外周からの距離</u>）を示す。</p> <p>12 (注9)については、<u>電気レンジでこんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合の本体上方の側方又は後方の距離</u>（<u>発熱体の外周からの距離</u>）を示す。</p> <p>13 (注10)については、排気口面にあつては10センチメートルとする。</p> <p>14 (注11)については、前面に排気口を有する機器にあつては0センチメートルとする。</p> <p>15 (注12)については、排気口面にあつては4.5センチメートルとする。</p>

「川崎市火災予防条例の一部改正について」に対する意見募集の結果について

1 概要

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の施行後10年以上が経過し、当初想定していなかった設備及び器具が流通してきたことから、それらへの対応を図るため、上記省令の一部を改正する省令（平成27年総務省令第93号）が公布され、これに伴い、当該設備及び器具に係る離隔距離に関する規定を整備するなど、火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）の改正が行われました。

このことを受け、安全性の確保のため、「ガスグリドル付きこんろ」を新たに追加すること等について、本市の火災予防条例（昭和48年条例第36号。以下「条例」という。）を改正するものです。

以上につきまして、このたび、市民の皆様からの御意見を募集いたしました。その結果は、次のとおりです。

2 意見募集の概要

意見の募集期間	平成27年12月14日から平成28年1月15日まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	川崎市ホームページ、情報プラザ（市役所第3庁舎2階）、各区役所（市政資料コーナー）
結果の公表方法	川崎市ホームページ、情報プラザ（市役所第3庁舎2階）、各区役所（市政資料コーナー）

3 結果の概要

提出数	意見数
0通	0件